

○ 基本事項（前文・総則・基本原則）の検証について

※ 関市自治基本条例逐条解説より、前文から第4条までを抜粋

前文

関市は、日本の中心に位置し、市内には、清流として名高い長良川やその支流である板取川、武儀川、津保川が流れています。また、日本刀鍛錬、小瀬鵜飼など流域に住む人々の様々な伝統文化が財産として守り続けられています。この豊かな自然、積み重ねられた歴史、育まれてきた文化など貴重な地域資源を背景に地場産業が栄え、刃物のまちとして発展してきました。

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らすことができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

子どもからお年寄りまで全ての市民は、まちづくりに大切な存在です。わたしたちは、市民一人ひとりの考えが大切にされ、市民が主役であることが実感できるまちを市民、議会及び行政が協働してつくっていきます。

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、まちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

わたしたちは、地方自治の本旨にのっとり、関市のまちづくりの原則や仕組みなどを明らかにし、全ての市民が心豊かに幸せを感じることができるまちの実現のためにこの条例を定めます。

<解説>

前文は、この条例を制定するにあたって、これまで歩んできた関市の歴史や時代背景とともに条例制定の由来を明らかにして、市民、議会及び行政が協働してまちづくりをつくることと関市の自治を推進していくことの条例の目指している目的を分かりやすく宣言して、決意を表明するものです。

前文は、条例制定の目的、理念等を示すもので、条例としての具体的な規範となる内容を持つものではないため、前文の規定そのものから直接に法的な効果を生ずることはありませんが、個々の条文の解釈の指針となるものです。

この条例が地方分権社会や少子高齢化社会に対応した自治体運営やまちづくりを確立するために必要な関市で最も尊重すべき基本条例という位置づけがされ、「市民が主役のまちづくり」や、「市民、議会及び行政が協働するまちづくり」などの重要な理念を定めているため、前文を付して、次のような制定の想いを込めています。

関市が未来に受け継いでいくのは、過去からの文化、産業、自然や市町村合併により豊かになった地域資源だけではありません。未来を担う子どもたちのために、住みよいまちを創り、将来に受け継いでいかなければなりません。そのために、市民、議会、行政が協働していくことが大切であり、さらに、市民一人ひとりが「まち」に関心を持ち、主体的にまちづくりに参画することが必要です。

また、この条例は、基本条例として、市民に分かりやすく、親しみの持てる条例とするため、前文をはじめ本文も「です」・「ます」調による、規定文としています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、関市のまちづくりの基本原則を定め、市民の権利、役割及び責務、議会及び行政の責務並びに市民参画の施策を明らかにすることにより、協働によるまちづくり及び市民自治を推進することを目的とします。

<解説>

本条は、条例の目的を明らかにする条項で、各条文を解釈するうえでの指針となるものです。

関市の自治基本条例を制定する最終的な目的は、「協働によるまちづくりの推進」と「市民自治の推進」をすることとしています。

「協働によるまちづくり」とは、市民、議会、行政が互いに連携協力して、みんなが幸せを実感できるまちをつくることであり、「市民自治」とは、まちづくりの主役は市民であることを市民、議会、行政が認識し、市民の市政への参画や関心を促進することにより、市民のための市政運営をすることです。

自治基本条例は「理念条例」としてまちづくりの方針や理念を中心とするものもありますが、本市の条例は、具体的な市民参画の手法を明らかにすることで広く市民にまちづくりへの関心と参画を促すことが大切と考えました。

そのため本条例は、この目的の条項に明記してあるように、基本原則や権利・責務などの理念としての規定のほか、市民参画の施策を本市の独自規定として具体的に規定しています。

市民の市政への関心を高めるとともに市民参画を促進するために、基本理念のほか、具体的な施策を規定することで市民に分かりやすいまちづくりの方針を示すことが、本条例において重要であると考えます。

(定義)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び事業者（市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい地域社会を目指して、市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 市の事業、政策等の立案、実施等に市民が主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 市民、議会及び行政が対等な立場で連携し、協力することをいいます。

<解説>

用語の定義とは、条例内の語句の意味を共通の理解で認識できるようにするための条項で、この条例において重要なキーワードとなるものを規定しています。

- ① 「市民」とは、地方自治法第10条に規定する「住民（市の区域内に住所を有する者）」のほか、市外に住んでいても市内へ通勤や通学している人、市内で事業活動をする個人や法人、NPO、団体等も合わせて市民とし、外国人も含まれます。

この条例では、みんなの力を合わせて住み良いまちをつくるのが大切ということから、まちづくりに関与する市民を広くとらえています。

なお、「住民」の定義については、第22条（住民投票）と第27条（まちづくりに関する住民満足度の調査）の条文中で個別に規定をしています。

- ② 「行政」とは、市長をはじめ地方自治法180条の5に規定する関市の執行機関を定義しています。
- ③ 「まちづくり」とは、その概念は大変広く、この条例では、市民、議会、行政が、住みよい地域社会を目指して、取り組む活動と定義しています。
- ④ 「参画」とは、市の事業等に市民が主体的に参加することをいい、例えば審議会等の公募委員（第21条）に応募し発言したり、「まちづくり市民会議（第26条）」の委員や「地域委員会（第24条）」、市のイベントへの運営や参加団体の組織に加わって活動することなどを指します。
- ⑤ 「協働」とは、市民、議会、行政が、お互いの立場を尊重して対等な関係に立ちながら協力・連携することをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めるものであり、市民、議会及び行政は、この条例の規定を守ります。

2 行政は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに計画の策定及び見直しに当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

<解説>

本条は、自治基本条例の位置づけを定める条項で、条例に上下関係はないことから「最高規範」の表現は使わないこととしましたが、関市の基本条例として最高規範性を持つものです。

他の条例や規則の制定や計画の策定等において、この条例の趣旨を尊重し整合を図ることが必要となります。

この規定は、内容的に重要な規定のため、条例の冒頭となる第3条に規定しています。

第2章 基本原則

(基本原則)

第4条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

- (1) 市民が主役のまちづくり
- (2) 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- (3) 市民が参画するまちづくり
- (4) 市民、議会及び行政が協働するまちづくり
- (5) 情報を提供し共有するまちづくり
- (6) 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

<解説>

本条は、関市のまちづくりを推進するうえでの基本的な考え方を6つの原則で整理し、簡潔に箇条書きで示しています。

①「市民が主役のまちづくり」

関市の自治の主役は「市民」であり、市民の意思に基づきまちづくりを推進すること、市民自らがまちのために主役として活躍することを最も基本となる原則として規定しています。

②「生涯にわたり自由に学び合うまちづくり」

まちづくりや地域をよりよくするためには、市民が、生涯にわたり自由に学び合うまちにすることが大切という考え方から関市の独自規定として原則化しています。

③「参画するまちづくり」

まちづくりや行政運営に、多くの市民参画を取り入れることを原則とします。参画とは第2条の定義に規定してあるように企画・立案の段階から主体的に参加することであり、行政は、計画策定、施策の実施、評価等に市民参画を推進しなければなりません。この原則は、関市のまちづくりの大切な方向性のため、この具体的な施策として、第21条の審議会の原則委員等の原則公募や第26条のまちづくり市民会議の規定を設けています。

④「協働するまちづくり」

第2条の協働の定義規定のとおり、市民、議会及び行政が、連携及び協力してまちづくりを行うことを原則とします。この原則は、関市のまちづくりの大切な方向性のため、具体的な協働の施策として、第24条の地域委員会の規定を設けています。

⑤「情報を提供し共有するまちづくり」

まちづくりを行ううえで情報を共有することを原則とします。市民、議会及び行政が相互に情報を提供し共有することが、互いが理解でき、まちづくりのパートナーとして協力や連携が可能となり、まちづくりを進めるうえで大切であることから規定をしています。この原則規定を受けて、第18条で情報の共有について具体的な規定を設けています。

⑥「自然、歴史、文化、産業などの地域資源を生かすまちづくり」

関市は、市町村合併を経て、様々な地域資源を有するようになりました。そのため、地域の個性や資源を生かしたまちづくりを推進することが、多様な地域性を有する関市には大切であるという考え方から関市の独自規定として原則化しています。